

(細則)

第24条 基準第29条で定める車検有効期間の未経過分に対する加点は、加減点基準の車検残加点表にこれを定める。

第25条 基準第30条にいう査定依頼目的に応じた価額とは、依頼者の如何を問わず、依頼者が証明を求める価格体系の価額をいい、小売相当額、個人間売買相当額、業者間取引相当額、仕入相当額、解体相当額、その他の価額とし、価額の証明に際しては、依頼書による依頼目的の確認及び査定証の価額の種類を明示する。

第26条 基準第32条で定める車両全損の取扱いは、通常の個別査定の結果では解体価格までに至らないものでも、車両の状態が極めて不良の場合、又は冠水、冠没車両等で、再生される価値の認められないものは、加減点基準で定める適用方法にしたがって全損とすることができる。

#### 付 記

この基準・細則でいう年ものとは、算定の基準となる年に初度登録されたものを当年もの、前年中に初度登録されたものを1年ものという。

但し、登録をしなくても運行できるものについては、使用開始の年をもって初度登録年にかえる。また、国産車で年製とは、初度登録年をもって年製とする。

(参考)

## 関連規程、条文一覧表

この査定基準及び細則に関連する主な規程類及び条文は、次の通りである。

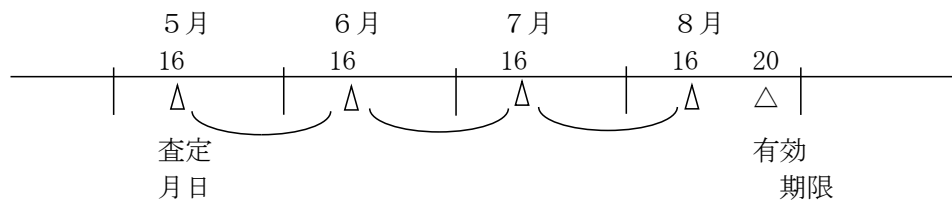
規 程 ・ 条 文	査定基準及び細則との関連
<p>( 定 款 )</p> <p>第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(2) 中古自動車査定制度に関する事業</p> <p>①中古自動車査定基準の作成，普及に関すること</p> <p>②中古自動車査定基準価格の作成，普及に関すること</p> <p>(4) 中古自動車の査定，検査及び証明に関する事業</p> <p>①中古自動車の査定に関すること</p>	基準第 1 条
<p>( 査 定 業 務 規 程 )</p> <p>第 2 条 協会は、公正な立場で査定の依頼目的に応じて、査定時におけるその中古自動車の客観的な価格を査定する。</p> <p>第 3 条 協会は依頼をうけた支所管内における価格を査定する。</p> <p>第 4 条 協会が行う中古自動車の査定は、本規程によるほか、別に定める中古自動車査定基準〔Ⅱ〕に基づいて行う。</p> <p>第 9 条 査定を行うときは、依頼者から自動車検査証等、自動車損害賠償責任保険証のほか、定期点検整備記録簿及び過去の修理に関する明細書の提出を求めるものとする。</p> <p>第 10 条 査定職員は、様式 4 の個別査定書（電子査定を含む。）に必要な事項を記録して査定を行う。</p> <p>第 13 条 協会は、査定長が審査した個別査定書又は電子査定データに基づき、査定証を作成し、協会名、理事長名、支所名及び査定長名を記入し、協会理事長印並びに査定長印を押印し依頼者に交付する。</p> <p>第 21 条 査定証及び再査定証の有効地域は発行支所管内とする。</p>	基準第 1 条，第 30 条 基準第 1 条，第 18 条 基準第 1 条 基準第 18 条，第 19 条 基準第 19 条 基準第 19 条，第 30 条 基準第 5 条，第 19 条 第 30 条

[残月数の計算]

査定年月日から起算して満月数で計算し、翌月の査定日と同日をもって1ヵ月とし、1ヵ月に満たない日数は算入しない。

車検残月数、自賠責の計算例

査定年月日 ○○年5月16日、車検証有効期間、同年8月20日、自賠責同年8月21日とした場合



○○年5月16日～同年8月16日まで3ヵ月

8月17日～20日、21日までは算入しない

<参考>

自賠責残月数の保険解約料（損害保険料率算出機構が定める解約保険戻戻料）を四捨五入し、自賠責残加点点数とする。

自賠責残加算表（その1）～（その8） 保険期間満了のため削除

自賠責残加算表（その9）

保険期間の開始が令和2年4月1日～令和3年3月31日のものに適用する。

1) 乗用車（3年車検用）

車種・残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	1	1	2	3	3	4	5	5	6	7	7	8
軽（乗用）	1	1	2	3	3	4	5	5	6	6	7	8

車種・残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	9	9	10	11	11	12	13	13	14	15	15	16
軽（乗用）	8	9	10	10	11	12	12	13	14	14	15	16

車種・残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	17	17	18	19	20	20	21	22	22	23	24	24
軽（乗用）	16	17	18	18	19	20	20	21	22	22	23	24

2) 乗用車・軽（2年車検用）

車種・残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	1	1	2	3	3	4	5	5	6	7	7	8
軽	1	1	2	3	3	4	5	5	6	7	7	8

車種・残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	9	10	10	11	12	12	13	14	14	15	16	16
軽	9	9	10	11	11	12	13	13	14	15	15	16

3) トラック（2年車検用）

車種・残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	1	2	2	3	4	5	6	6	7	8	9	10	
	1 ナ ン バ ー	2 t以下	1	2	4	5	6	7	9	10	11	12	14	15
		2 t超え	1	3	4	6	7	9	10	11	13	14	16	17

車種・残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	11	11	12	13	14	15	16	16	17	18	19	20	
	1 ナ ン バ ー	2 t以下	16	18	19	20	21	23	24	25	26	28	29	30
		2 t超え	19	20	21	23	24	26	27	29	30	32	33	35

4) トラック（1年車検用）

車種・残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	1	2	2	3	4	5	6	7	7	8	9	10	
	1 ナ ン バ ー	2 t以下	1	3	4	5	6	8	9	10	11	13	14	15
		2 t超え	1	3	4	6	7	9	10	12	13	15	16	17

5) 特種車

車種・残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
8ナンバー	1	2	2	3	4	5	5	6	7	8	9	9

車種・残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
8ナンバー	10	11	12	13	13	14	15	16	17	17	18	19

## 自賠責残加算表（その10）

保険期間の開始が令和3年4月1日～令和5年3月31日までのものに適用する。

### 1) 乗用車（3年車検用）

車種・残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6	7	7
軽（乗用）	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6	6	7

車種・残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	8	8	9	10	10	11	11	12	13	13	14	14
軽（乗用）	8	8	9	9	10	11	11	12	12	13	14	14

車種・残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	15	16	16	17	18	18	19	19	20	21	21	22
軽（乗用）	15	15	16	17	17	18	18	19	20	20	21	22

### 2) 乗用車・軽（2年車検用）

車種・残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6	7	7
軽	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6	7	7

車種・残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	8	9	9	10	10	11	12	12	13	14	14	15
軽	8	8	9	10	10	11	11	12	13	13	14	15

### 3) トラック（2年車検用）

車種・残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	1	1	2	3	4	4	5	6	7	7	8	9	
	1 ナ ン バ ー	2 t以下	1	2	3	5	6	7	8	9	10	11	12	14
		2 t超え	1	3	4	5	6	8	9	10	12	13	14	16

車種・残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	10	10	11	12	13	13	14	15	16	16	17	18	
	1 ナ ン バ ー	2 t以下	15	16	17	18	19	21	22	23	24	25	26	28
		2 t超え	17	18	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31

### 4) トラック（1年車検用）

車種・残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	1	2	2	3	4	5	5	6	7	8	8	9	
	1 ナ ン バ ー	2 t以下	1	2	3	5	6	7	8	9	10	12	13	14
		2 t超え	1	3	4	5	7	8	9	11	12	13	15	16

### 5) 特種車

車種・残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
8ナンバー	1	1	2	3	4	4	5	6	6	7	8	9

車種・残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
8ナンバー	9	10	11	11	12	13	14	14	15	16	16	17

## 自賠責残加算表（その11）

保険期間の開始が令和5年4月1日以降のものに適用する。

### 1) 乗用車（3年車検用）

車種・残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5	6	6
軽（乗用）	1	1	2	2	2	3	3	4	4	5	5	6

車種・残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12
軽（乗用）	6	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12

車種・残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	13	13	14	14	15	15	16	16	17	17	18	18
軽（乗用）	13	13	14	14	15	15	16	16	17	17	18	18

### 2) 乗用車・軽（2年車検用）

車種・残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5	6	6
軽	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5	6	6

車種・残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12
軽	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12

### 3) トラック（2年車検用）

車種・残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バト ラッ ク	4ナンバー	1	1	2	3	3	4	4	5	6	6	7	7	
	1 ナ ン ボ ー	2 t以下	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	11
		2 t超え	1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	12	13

車種・残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
バト ラッ ク	4ナンバー	8	9	9	10	11	11	12	13	13	14	14	15	
	1 ナ ン ボ ー	2 t以下	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		2 t超え	14	15	16	17	18	19	20	21	23	24	25	26

### 4) トラック（1年車検用）

車種・残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バト ラッ ク	4ナンバー	1	1	2	3	3	4	4	5	6	6	7	8	
	1 ナ ン ボ ー	2 t以下	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		2 t超え	1	2	3	4	5	7	8	9	10	11	12	13

### 5) 特種車

車種・残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
8ナンバー	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6	7	7

車種・残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
8ナンバー	8	9	9	10	10	11	12	12	13	14	14	15



## 車種のクラス分け

### キャブワゴン・セミキャブワゴン

クラス	メーカ名								
	いすゞ	スズキ	スバル	ダイハツ	トヨタ(レクサス)	ニッサン	ホンダ	マツダ・フォード	三菱
特C					LM				
I	ファイリー				アルファード ヴェルファイア グランエース	エルブランド	エリシオン プレステージ エリシオン		
II	コモ ファーゴ				ハイエース エスティマ グランビア ランドハイエース レジアス ツーリングハイエース	キャラバン コーチ キャラバン ホーミー ラルゴ(W30系) NV350キャラバン		プロニー	デリカD:5 デリカスペースギア
III		ランディ		デルタ デルタ・ワイド	エスクァイア ノア ヴォクシー エミーナ ルシーダ タウンエースノア タウンエース ライトエースノア ライトエース	セレナ パネット e-NV200ワゴン	ステップワゴン	ピアンテ フレんディ フリーダ ボンゴ ユーノスカーゴ スペクトロン	デリカスターワゴン
IV		エブリイ・ランディ エブリイ・プラス	ドミンゴ	アトレーフ	スパーク	NV200パネット			タウンボックスワイド
軽		エブリイ・ワゴン	サンバーディアスワゴン	アトレーフワゴン		クリッパーリオ	パモス パモスホビオ	スクラムワゴン	タウンボックス

### オフロードタイプ(SUV)

クラス	メーカ名								
	いすゞ	スズキ	スバル	ダイハツ	トヨタ(レクサス)	ニッサン	ホンダ	マツダ・フォード	三菱
特C					センチュリー				
特A					LX				
I					メガクルーザー RX RZ クラウンスポーツ ランドクルーザー (300系) (200,100,80系)	サファリ			パジェロ(ロング)
II	ビッグホーン ウィザード ミュー ピークロス	ランドエスクード	ビッグホーン ソルテラ		NX UX UX300e LBX ランドクルーザープラド b24X ランドクルーザー70 FJクルーザー ハイラックスサーフ ハリヤー ヴァンガード クルーガー	アリア ムラーノ スカイラインクロスオーバー	ホライゾン ジャズ	CX-8 CX-60 CX-7	パジェロ(ショート) チャレンジャー ジープ
III		エスクード(2.4)	フォレスター		RAV4 RAV4 PHV C-HR カローラ クロス	エクストレイル デュアリス	ZR-V CR-V クロスロード ヴェゼル(RV系)	CX-5 CX-30 MX-30 MX-30 EVモデル MX-30 RotaryEV レバパンテ	アウトランダー アウトランダーPHEV RVR(GA系) エクリプス クロス パジェロイオ
IV		ジムニーシエラ ジムニーワイド クロスビー	レックス	ビーゴ テリオス ロッキー	ヤリス クロス ライズ ラッシュ キャンミ	ジューク	ヴェゼル(RU系)	CX-3	パジェロジュニア
軽		ジムニー ハスラー		テリオスキッド タフト		キックス		AZオフロード フレアクロスオーバー	パジェロミニ

### ボンネットバン

クラス	メーカ名								
	いすゞ	スズキ	スバル	ダイハツ	トヨタ	ニッサン	ホンダ	マツダ・フォード	三菱
I					クラウン	セドリック グロリア			
II					マークII				
III					カルディア	エキスパート アベニール		カペラカーゴ	
IV			レオーネ		プロボックス サクシード カローラ スプリンター デリボーイ	ADバン AD/ADエキスパート	パートナー シビックプロ	ファミリア	ランサーカーゴ リベロカーゴ
軽		アルト スペースベース	プレオ ヴィヴィオ	ミラ ハイゼットキャディー			トゥデイ N-VAN		ミニカ トッポBJ トッポ



## 車種のクラス分け

### キャブバン・セミキャブバン

クラス	メーカ名								
	いすゞ	スズキ	スバル	ダイハツ	トヨタ・日野	ニッサン	ホンダ	マツダ・フォード	三菱
II	エルフ250				ダイナ トヨエース デュトロ				
III	コモ ファーゴ エルフ150 エルフUT				ハイエース レジアスエース レジアス	NV350キャラバン キャラバン ホームー e-NV200バン		ブローニイ	デリカ・カーゴ
IV				ハイゼットグランカーゴ デルタ・ワイド デルタ	タウンエース ライトエース	バネット  セレナ NV200バネット		ボンゴ	デリカ
軽		エブリイ	サンバー ディアス	ハイゼット アトレー ミゼットII	ピクシス バン	クリッパー NV100クリッパー	アクティ バモスホビオプロ ストリート	スクラム	ミニキャブ・ミーブ ミニキャブ ブラボー

### トラック

クラス	メーカ名								
	いすゞ	スズキ	スバル	ダイハツ・トヨタ	ニッサン・UDT	日野	ホンダ	マツダ・フォード	三菱
I	エルフ450 エルフ350 エルフ250			ダイナ トヨエース デルタ3000 デルタ2000	アトラス コンドル(BP,BN系) NT450アトラス カゼット	デュトロ レンジャー(FB,BU系)		タイタン	キャンターEX キャンター
II	エルフ250			ダイナ トヨエース  デルタ2000	アトラス コンドル (BJ,BK,BM,BL系) NT450アトラス カゼット	デュトロ レンジャー2 (XZU,BU系)		タイタン	キャンター
III	エルフ150 エルフ100 ファーゴ			ダイナ トヨエース ハイラックス ハイエース デルタ1750	アトラス ダットサン			タイタン タイタンダッシュ ボンゴブローニイ プロシード	キャンターガッツ キャンターガッツ15 ストラダ
IV				タウンエース ライトエース	バネット			ボンゴ	デリカ
軽		キャリイ	サンバー	ハイゼット ミゼットII ピクシス トラック	クリッパー	クリッパー NT100クリッパー	アクティ	スクラム	ミニキャブ・ミーブ ミニキャブ

### 国産車のクラス分けを準用する輸入車

クラス	メーカ名								
	いすゞ	スズキ・GM	スバル	ダイハツ	トヨタ	ニッサン	ホンダ	マツダ・フォード	三菱
特C							NSX(NC1)		
I					スープラ プロナード アパロン		ラグレイト MDX		ディアマンテワゴン
II	ウィザード ミュー				ハイラックス		オデッセイ インスパイア セイバー アコード(GV3)		エクリプススパイダー トライトン
III			トラヴィック		アベンシス ヴォルツ	キックス	シビックタイプR シビックハッチバック エレメント アコードワゴン アコードクーペ		カリスマ エクリプス
IV		エスクード SX4 S-CROSS パレーノ スプラッシュ シボレークルーズ シボレーMW		グランマックストラック グランマックスカーゴ	タウンエース ライトエース	マイクラC+C マーチ(13系) ラティオ	WR-V フィットアリア シビックGX シビックタイプR(EP3) シビッククーペ	ボンゴバン ボンゴトラック	ミラージュ

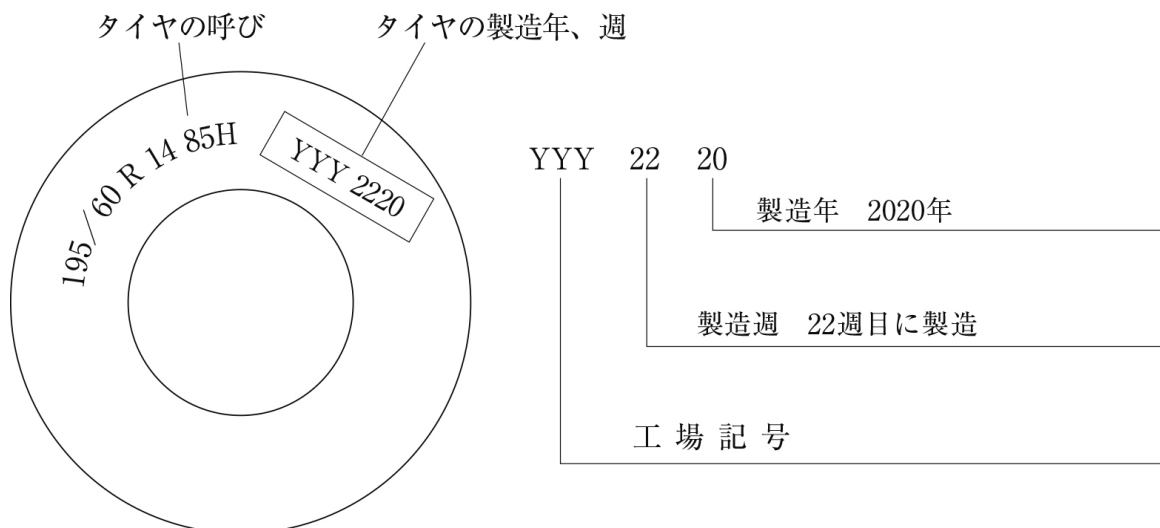
<参考>

自動車用窓ガラスの製造年月の見方

社名	旭硝子(株)	日本板硝子(株)	セントラル硝子(株)																																																																																																									
製 造 年 月	<b>製造年</b> △△△ 0 1 2 3 4 . . . . . A S A H I . . . . . △△△ 5 6 7 8 9  <b>製造月</b> 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 . . . . . 1・TEMPERLITE・12  3 4 5 6 7 8 9 10 . . . . . 2・LAMISAFE・11 . 1 12	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">製造年</th> <th colspan="2">製造月</th> </tr> <tr> <th>(西暦)年</th> <th colspan="4">ポイント位置 (A)(B)(C)(D)</th> <th>月</th> <th>ポイント位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>△△△1</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>(1)</td></tr> <tr><td>△△△2</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td>2</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>△△△3</td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td>3</td><td>(3)</td></tr> <tr><td>△△△4</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>4</td><td>(4)</td></tr> <tr><td>△△△5</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>5</td><td>(5)</td></tr> <tr><td>△△△6</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>6</td><td>(6)</td></tr> <tr><td>△△△7</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>7</td><td>(7)</td></tr> <tr><td>△△△8</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>8</td><td>(8)</td></tr> <tr><td>△△△9</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>9</td><td>(9)</td></tr> <tr><td>△△△0</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>10</td><td>(10)</td></tr> <tr><td colspan="7">以降10年を1サイクルとして、同一のポイント位置を繰返す。</td></tr> <tr><td colspan="7">11 (11)</td></tr> <tr><td colspan="7">12 (12)</td></tr> </tbody> </table> <p>〈例〉</p> <p>製造年月の表示位置</p> <p>(A) ~ (D) は、製造年のポイント表示位置を示す。 (1) ~ (12) は、製造月のポイント表示位置を示す。</p>	製造年					製造月		(西暦)年	ポイント位置 (A)(B)(C)(D)				月	ポイント位置	△△△1	●				1	(1)	△△△2		●			2	(2)	△△△3			●		3	(3)	△△△4				●	4	(4)	△△△5	●				5	(5)	△△△6	●				6	(6)	△△△7	●				7	(7)	△△△8	●				8	(8)	△△△9	●				9	(9)	△△△0	●				10	(10)	以降10年を1サイクルとして、同一のポイント位置を繰返す。							11 (11)							12 (12)							<b>製造年</b> △△△ 0・CENTRAL・9 . . . . . △△△ 1 2 3 4 5 6 7  <b>製造月</b> 3 4 5 6 7 8 9 10 . . . . . 2・TEMPALEX・11 . 1 12  3 4 5 6 7 8 9 . . . . . 2・LAMILEX・10 . 1 12
	製造年					製造月																																																																																																						
	(西暦)年	ポイント位置 (A)(B)(C)(D)				月	ポイント位置																																																																																																					
	△△△1	●				1	(1)																																																																																																					
△△△2		●			2	(2)																																																																																																						
△△△3			●		3	(3)																																																																																																						
△△△4				●	4	(4)																																																																																																						
△△△5	●				5	(5)																																																																																																						
△△△6	●				6	(6)																																																																																																						
△△△7	●				7	(7)																																																																																																						
△△△8	●				8	(8)																																																																																																						
△△△9	●				9	(9)																																																																																																						
△△△0	●				10	(10)																																																																																																						
以降10年を1サイクルとして、同一のポイント位置を繰返す。																																																																																																												
11 (11)																																																																																																												
12 (12)																																																																																																												

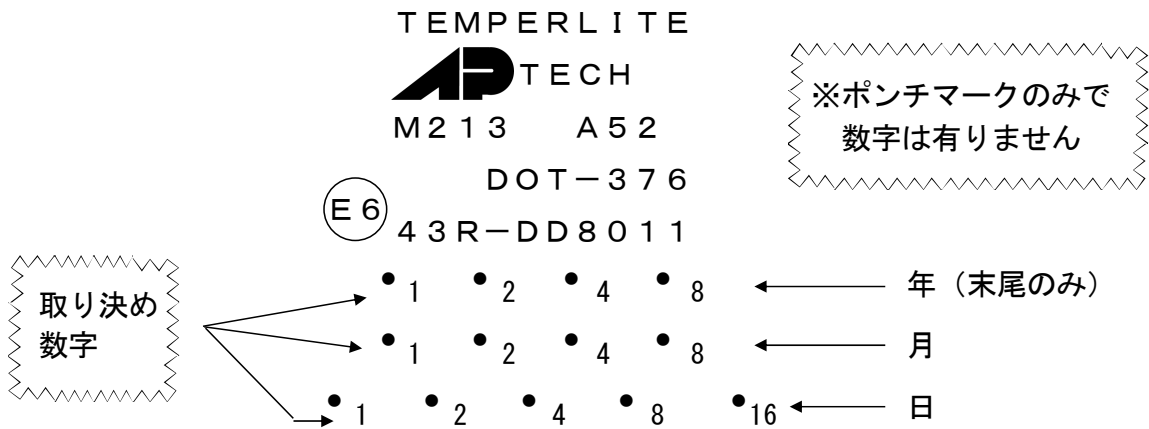
西暦	2007	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
和暦	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	02	03	04

タイヤの製造年、週の見方

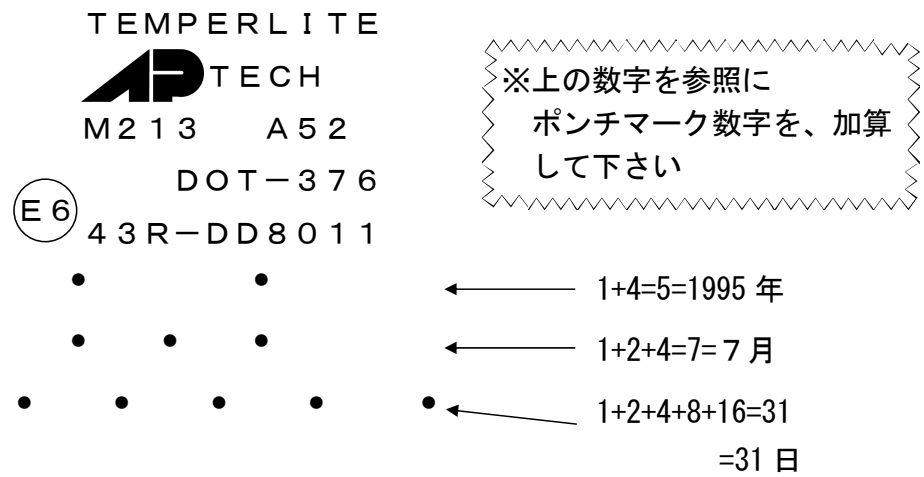


APテック

確認部位（マーク）……………全ガラス共通



「例」



1995 年 7 月 31 日 製造



## 9. 車検残加点

車検残のあることによる優位性を考慮し、その商品価値を加点する。

### 1) 乗用車系（特種車の8ナンバーを含む）

クラス\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
特・I	0	0	0	3	5	7	9	11	13	16	19	23
II・III	0	0	0	3	5	7	9	11	13	15	17	21
IV・V・VI	0	0	0	3	5	7	9	11	13	15	17	19

クラス\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
特・I	28	33	39	45	51	57	63	69	75	81	87	93
II・III	25	29	34	39	41	46	51	56	61	66	72	78
IV・V・VI	22	25	28	31	34	38	42	46	51	56	61	67

クラス\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
特・I	97	101	105	109	113	117	121	125	129	134	137	140
II・III	82	86	90	94	97	100	103	106	109	112	115	118
IV・V・VI	70	73	76	79	81	83	85	87	89	91	93	95

クラス分けヒクラス係数(輸入車)

クラス	車名				車名				車名				クラス係数						
	ブランド	モデル	ブランド	モデル	ブランド	モデル	ブランド	モデル	ブランド	モデル	ブランド	モデル							
特			アメリカ	モデル	イギリス	ブランド	モデル	ドイツ	モデル	フランス	ブランド	モデル	イタリア	ブランド	モデル	スウェーデン・スペイン・韓国・中国	ブランド	モデル	
I																			
II																			
III																			

※メルセデス・ベンツ AMG、P1-EM、ダブリュ アルピナ、ファイアットアバルトは各別クラスの1ランクを差置。

クラス	車								クラス	
	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	スウェーデン	スペイン・韓国・中国	モビル	クラス	価格
II	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	
	モデル	モデル	モデル	モデル	モデル	モデル	モデル	モデル	モデル	
	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	
IV	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	
	モデル	モデル	モデル	モデル	モデル	モデル	モデル	モデル	モデル	
	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	
V	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	
	モデル	モデル	モデル	モデル	モデル	モデル	モデル	モデル	モデル	
	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	
VI	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	
	モデル	モデル	モデル	モデル	モデル	モデル	モデル	モデル	モデル	
	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	ブランド	

※メルセデス・ベンツ AMG、P1、E-M、ダブリュ アルピナ、ファイアットアルファトは各開クラスでの1ランク上を指す。





参考 【冠水車の定義について】

〈定 義〉

集中豪雨や洪水などにより、室内フロア以上に浸水したもの、または、その痕跡により商品価値の下落が見込まれるもの。

1. 通常の使用では発生しない箇所にさび・腐食がある。

- ア) シートのスライドレール，スプリング，レールの取付けボルト
- イ) ペダル類のブラケット，リターンスプリング
- ウ) ステアリングポスト付近
- エ) センターコンソール取付けボルト
- オ) ドアトリムボードの金属部分（確認には内張り取り外しが必要）
- カ) シートベルト取付けボルト
- キ) フロア（確認にはリヤシート取り外しが必要）
- ク) ワイヤハーネスのコネクタ
- ケ) シガーライター

2. 通常の使用では付着しない汚れ・シミがある。

- ア) 粉末状の汚れ（ドロ水が乾いて粉末状になったもの）  
フロア，マット，シートレール，シート，ドア内，メーター類，ヒーターダクト，  
ワイヤハーネスのコネクタ，ヒューズボックス等
- イ) 水位跡  
シートベルト，内張り，シート

3. ドロ又はカビの臭い

- ア) 室内
- イ) エアコン作動時

室内フロア以上に浸水したもの又は、上記 1，2，3のうち、複数以上の痕跡が確認できるものは、冠水車として取り扱うことができる。

冠水車に表われやすい特徴

- ・ドア内張り
  1. ドア内張り内シーリングスクリーンのはがし跡
  2. 接着剤（ブチルゴム）に粉末状の汚れ
  3. 各トリム類の製造年月と初度登録を確認
  
- ・エンジンルーム
  1. シリンダブロック及びヘッドカバーボルトのさび
  2. アルミ製部品の腐食，変色
  3. ラジエータコアサポート，エアコンコンデンサの変色，粉末状の汚れ
  
- ・電装
  1. オルタネータ及びエアコンコンプレッサーの腐食
  2. 各電装関係の作動不良（パワーウインド，ナビ，オーディオ等）
  3. 計器類各パイロットランプ異常（ABS・エアバッグ・触媒センサ等）
  4. レンズ内の粉末状の汚れ，変色
  5. ヘッドランプ反射鏡のくもり
  
- ・トランクルーム
  1. 工具格納トリムボードの変形
  2. 工具・ジャッキのさび，粉末状の汚れ
  3. トランクマット及び内張りの交換跡
  4. トランクルーム内のさび，臭い
  
- ・その他
  1. エンジンオイル，AT車のトルコンフルード変色，白濁
  2. 検査証等，自賠責保険証の汚れ又は再発行
  3. 取扱説明書，整備手帳の汚れ又は欠品
  
- ・参考
  - ・車歴（場所・時期）
  - ・損保協会ホームページ（<http://www.sonpo.or.jp>）  
統計資料 ⇒ 統計 ⇒ 自然災害での支払額 ⇒ 過去の高額支払保険金

(細則)

第25条 基準第33条で定める車検有効期間の未経過分に対する加点は、加減点基準の車検残加点表にこれを定める。

第26条 基準第34条で定める自動車損害賠償責任保険の未経過分に対する加算は、自動車保険料率算定会が定める解約保険の返戻料率を基礎として設定された加算額をもって、加減点基準に定められた適用方法によって行う。

付 記 この基準・細則でいう「年もの」とは、算定の基準となる年に初度登録されたものを当年もの、前年中に初度登録されたものを1年ものという。

但し、登録をしなくても運行できるものについては、使用開始の年をもって初度登録年にかえる。また、年製とは、初度登録年をもって年製とする。

(基準)

### 第3節 個別査定

#### (個別査定)

第40条 基準第18条、第19条及び付記にある「協会」は、「販売店」と読み替える。

#### (個別査定の方法)

第41条 基準第18条の条文のうち、「客観的」とある部分は、これを適用しない。

#### (準拠すべき基準・様式)

第42条 基準第19条は、「所定様式の個別査定書を用いるものとする。」とし、以下は適用しない。

#### (様式)

第43条 細則第16条にいう基準・様式のうち、小型車に係わるものは、これを適用しない。

#### (加減点の点数)

第44条 個別査定を行う加減点の点数は、商品価値の増減に見合う金額とし、加減点基準にこれを定める。

#### (基準の準用)

第45条 基準第21条から第31条、または細則第17条から第26条までは、これを適用する。

但し、基準第29条と細則第25条は、これを適用しない。

#### (価格の名称)

第46条 協会用基準・細則のうち、「評価額」は、「査定価格」と読み替える。

#### (別表)

第47条 協会用基準・細則のうち、別表1及び2の小型車に係る部分は、これを適用しない。

## 加減点基準Ⅱ

昭和54年	5月	1日	初版
昭和56年	4月	1日	第3, 4, 5章補訂
昭和57年	4月	1日	序章, 第1, 2, 4章補訂
昭和63年	12月	1日	改正
平成4年	1月	1日	序章, 第1, 2, 3章補訂
平成5年	4月	1日	第4章補訂
平成7年	12月	1日	序章, 第1, 2章補訂
平成9年	4月	1日	第3章補訂
平成10年	4月	1日	第4章補訂
平成15年	5月	1日	第1, 2, 3章補訂
平成17年	4月	1日	第1, 2, 3, 4章補訂
平成18年	4月	1日	第1章自賠責追補
平成19年	4月	1日	第1章自賠責追補, 第3章補訂
平成20年	4月	1日	第1章自賠責追補, 第1, 4章補訂
平成21年	4月	1日	第1, 2章補訂
平成22年	4月	1日	第1, 2, 3章補訂
平成23年	4月	1日	第1章自賠責追補, 第4章補訂
平成24年	10月	1日	第1, 2章補訂
平成25年	4月	1日	第1章自賠責追補, 第1, 2, 3, 4章補訂
平成26年	4月	1日	第1, 2, 3章補訂
平成28年	4月	1日	第1, 2章補訂
平成29年	4月	1日	第1章自賠責追補
平成30年	4月	1日	第1, 2章補訂
平成31年	4月	1日	第1, 2章補訂
令和2年	4月	1日	第1, 2, 3章補訂
令和3年	4月	1日	第1, 2章補訂
令和4年	4月	1日	改正
令和5年	4月	1日	改正
令和6年	4月	1日	改正

### 中古自動車査定基準及び細則〔Ⅱ〕

発行者 一般財団法人 日本自動車査定協会  
専務理事 波留静哉  
印刷所 株式会社 日立ドキュメントソリューションズ

発行所 一般財団法人 日本自動車査定協会  
〒105-0003 東京都港区西新橋 2-34-4  
電話 (03) 5776-0901(代)  
FAX (03) 5776-0906